

小鹿野町小規模事業者登録要綱

(目的)

第1条 この告示は、町が発注する小規模修繕工事、物品購入、業務委託等の契約について、小規模事業者を対象に登録制度を設け、町内事業者の受注機会を拡大し、もって就業機会の確保と町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(登録資格)

第2条 この要綱に基づき小規模事業者の登録できる者は、個人にあつては町内に住民登録を有するもの、法人にあつては町内に主たる事業所を有し、かつ、その代表者の住民登録が町内にされているもので、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 成人被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 小鹿野町指名競争入札参加者の資格審査に基づく資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 町税を滞納している者

(登録申請の方法)

第3条 登録申請を希望する者は、小規模事業者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 許可、免許又は登録を必要とする業種の場合は、その写し
- (2) 町税の納税証明書の写し(滞納がないことを証明する納税証明書)

(登録申請の受付)

第4条 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年度において町長が別に定める。

2 登録申請窓口は、総合政策課において行う。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとし、以後2年ごとに申請により登録する。

(登録者の扱い)

第6条 町長は、登録申請があつたときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後小規模事業者登録名簿に登載し、該当する契約に係る業者選定の対象とするよう努めるものとする。

(対象となる契約)

第7条 対象となる契約は、内容が簡易で、かつ、履行の確保が容易であると認

められる契約で、1件の契約金額が、小規模な修繕工事の請負にあつては80万円未満、物品購入、業務委託等にあつては50万円未満のものとする。

(契約保証金)

第8条 名簿に登録された者との契約締結に際しては、小鹿野町契約規則(平成17年規則第48号)第17条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(登録事項の変更届)

第9条 名簿に登録された者は、次の各号のいずれかの事項に変更があつたときは、速やかに小規模事業者登録変更届(様式第2号)を町長に提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の印
- (3) 代表者名
- (4) 住所又は所在地
- (5) 電話番号及びファクス番号
- (6) 業種

(名簿登録の廃止届)

第10条 名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに小規模事業者登録廃止届(様式第3号)を町長に提出するものとする。

- (1) 個人にあつては、住民登録が町から異動したとき。
- (2) 法人にあつては、主たる事業所の所在地が町から移転したとき又は代表者の住民登録が町から異動したとき。
- (3) 入札参加資格審査の申請をしたとき。
- (4) 営業を廃止したとき。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。